

富山市霊園内の各墓地における設置基準

長岡墓地、北代墓地、岩瀬墓地、新長岡墓地施設基準

1 墓碑等の設置基準

区分	墓碑類の総高	墓碑類の幅	備考
長岡墓地、北代墓地、岩瀬墓地	制限なし	制限なし	
新長岡墓地 (市長が別に定める区域を除く。)	困障の上辺から1.62メートル	1.15メートル以内	(1)墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。 (2)最下段の台石背部と背部境界線との間隔は、0.3メートルとすること。 (3)最下段の台石線と左右の隣接境界線との間隔は均等にすること。

2 塀及び竹垣は、設置しないこと。

3 植樹する樹木は、道路及び隣接地に障害を及ぼさない程度の大きさの
とすること。

4 墓碑の設置工事において、基礎固めをするなど墓碑が傾倒し、又は沈
下しないよう設置すること。

富山霊園施設基準

1 墓碑等の設置基準

区 分	墓碑類の総高	墓碑類の幅	備 考
4 平方メートル 5 平方メートル 6 平方メートル 8 平方メートル	囲障の上辺から1.17メートル	1.15メートル以内	最下段の台石背部と背部境界線との間隔は0.3メートルとする。
7.5 平方メートル 10 平方メートル	囲障の上辺から1.32メートル	1.50メートル以内	
12 平方メートル	囲障の上辺から1.80メートル以内	2.00メートル以内	(1)最下段の台石背部と背部境界線との間隔は、0.5メートルとする。 (2)隣接境界線と最下段石との間隔は0.5メートル以上とする。

2 塀、竹垣その他の工作物の設置、又は樹木を植えないこと。ただし、市長の指定する区域において、特に市長の承認を得て塀、竹垣の類を設置することができる。また、市長の指定する樹木についても、植樹する樹木は、道路及び隣接地に障害を及ぼさない程度の大きさにかぎり同様とする。

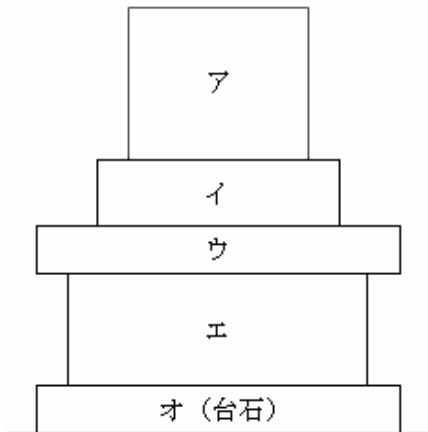
3 墓碑の設置工事において、基礎固めをするなど墓碑が傾倒し、又は沈下しないよう設置すること。

4 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。ただし、市長の指定する区域においては、この限りでない。

5 市長の指定する区域において、他の墓所から移転した墓石及び特に市長の承認を受けた墓碑については、第1項の規定を適用せず、また、同項の規定にかかわらず、最下段の台石背部と背部境界線との間隔は0.3メートルに、隣接境界線及び正面境界線と最下段の台石線との間隔は0.15メートル以上あけて設置することができる。

大沢野墓地公園施設基準

1 墓碑区分



区分	A～F 区画	
墓碑	高さ	1.24メートル
	幅	1.21メートル
	奥行	1.14メートル
配置	1 墓碑区分オの台石背部と背部境界区画内側との間隔は0.15メートルとすること。 2 最下段の台石線と左右の隣接境界線との間隔は均等にすること。	

2 墓碑区分別設置基準

区分	基準型		
	墓碑類の総高	墓碑類の幅	墓碑類の奥行
ア	0.52メートル	0.76メートル	上部0.20メートル 下部0.30メートル
イ	0.18メートル	0.90メートル	0.60メートル
ウ	0.12メートル	1.21メートル	1.14メートル
エ	0.36メートル	1.06メートル	0.98メートル
オ	0.06メートル	1.21メートル	1.14メートル

区分	G 区画	
墓碑	高さ	1.60メートル
	幅	1.21メートル
	奥行	1.14メートル
配置	1 最下段の台石背部と背部境界区画内側との間隔は0.15メートルとすること。 2 最下段の台石線と左右の隣接境界線との間隔は均等にすること。	

大山墓地公園墓地施設基準

1 墓碑等の設置基準

墓碑類の総高	備 考
3.00メートル以内	(1) 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。 (2) 最下段の台石背部と背部境界線との間隔は0.3メートル以上とすること。 (3) 隣接境界線と最下段石との間隔は0.3メートル以上とすること。

- 2 墓碑の回りの植栽は根張りの少ないものとし、高さは1メートル以内に刈り止めること。

速星墓地公園施設基準

1 墓碑等の設置基準

墓碑類の総高	設置限度数	備 考
2.00メートル以内	3基以内	(1) 最下段の台石背部と背部境界区画内側との間隔は0.2メートル以上とすること。 (2) 隣接境界線と最下段石との間隔は0.2メートル以上とすること。

- 2 塀の高さは現地面から0.6メートル以内とし、境界縁石の内側までひかえること。
- 3 植樹する樹木の高さは、現地面から1.5メートル以内とし、通路及び隣接地に障害を及ぼさないこと。

婦負斎場墓地公苑施設基準

1 墓碑等の設置基準

区 分	墓碑の総高	隣接境界線との間隔
4平方メートル	1.88メートル以内	0.2メートル以上
5平方メートル	1.88メートル以内	0.3メートル以上
6平方メートル	2.50メートル以内	0.3メートル以上

- 2 塀、竹垣及び樹木等を植えないこと。
- 3 墓碑の正面は、道路に平行して設置すること。